

## セゾンゴールド・アソシエ・アメリカン・エクスプレス・カード特約

### 第1条(カードの発行)

ゴールドカードセゾンの会員であるお客様が、本特約とセゾンカード規約(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則含む)を承認しセゾンゴールド・アソシエ・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「本カード」という)のご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

### 第2条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則含む)に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードについては、セゾンカード規約第6章(セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則)第40条(セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)が適用されます。

### 第3条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑪会員がゴールドカードセゾンの会員資格を取り消されたとき。

### 第4条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。